



市 章

大津市公報

平 成 25 年 9 月 25 日
号 外 (第 60 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

条 例

54	大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例.....	1
55	大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例.....	1
56	大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例.....	4
57	大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サー ビスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例.....	5
58	大津市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例.....	5
59	大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例.....	6
60	大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例.....	6
61	大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例.....	6
62	大津市火災予防条例の一部を改正する条例.....	7

条 例

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第54号

大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第2項中「災害派遣手当の額は」を「前項の災害派遣手当の額は」に改める。

第18条の5を第18条の6とする。

第18条の4第2項中「前条第2項」を「第18条の3第2項」に改め、同条を第18条の5とし、第18条の3の次に次の1条を加える。

第18条の4 大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員で住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するものには、災害派遣手当を支給する。

2 前項の災害派遣手当の額は、災害派遣手当の額の基準（平成25年内閣府告示第204号）に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第55号

大津市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「よらず」の次に「、かつ、第8条の3第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含み」を「及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含み」に改め、「除く」の次に「。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」を加え、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であって、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

大津市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第2号。以下「定年条例」という。）第2条の規定により退職した者（定年条例第4条第1項の期限、同条第2項の規定により延長された期限又は同条第4項の規

定により繰り上げられた期限の到来により退職した者を含む。次条第 1 項において同じ。)又はこれに相当する他の法令の規定により退職した者

法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

第 8 条の 3 第 11 項に規定する認定 (同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。)を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤務期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125

11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5

16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

第 5 条の見出し中「整理退職等」を「25 年以上勤務後の定年退職等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤務期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

25 年以上勤務し、定年条例第 2 条の規定により退職した者又はこれに相当する他の法令の規定により退職した者

地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号の規定による免職の処分を受けて退職した者 第 8 条の 3 第 11 項に規定する認定 (同条第 1 項第 2 号に係るものに限る。)を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

公務上の傷病又は死亡により退職した者

25 年以上勤務し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者

25 年以上勤務し、その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で任命権者が市長の承認を得たもの

25 年以上勤務し、第 8 条の 3 第 11 項に規定する認定 (同条第 1 項第 1 号に係るものに限る。)を受けて同条第 16 項第 3 号に規定する退職すべき期日に退職した者

第 5 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項に規定する勤務期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150

11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165

26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180

35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

第 5 条の 3 中「第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に」を「第 4 条第 1 項第 4 号及び第 5 条第 1 項 (第 1 号及び第 5 号を除く。)に」に改める。

第 5 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

(退職の理由の記録)

第 5 条の 5 任命権者は、第 4 条第 1 項第 3 号及び第 5 条第 1 項第 6 号に掲げる者の退職の理由について、規則で定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第 6 条の 4 第 4 項第 1 号中「自己都合退職者 (第 3 条第 2 項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を「自己都合等退職者」に改め、同項第 2 号から第 5 号までの規定中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改める。

第 7 条第 8 項中「定年条例第 2 条の規定により退職した者、その者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者その他市長が特に認めた事由により退職した者」を「第 4 条第 1 項各号又は第 5 条第 1 項各号に掲げる者」に改める。

第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(定年前に退職する意思を有する職員の募集等)

第 8 条の 3 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から 15 年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集

職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集 (以下この条において単に「募集」という。)を行うに当たっては、当

該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

前項各号の別

第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間

募集する人数

募集の期間

募集の対象となるべき職員の範囲

募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨

第9項の規定による応募（以下この条において単に「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続

第12項の規定による通知の予定時期

第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
募集に関する問合せを受けるための連絡先

その他規則で定める事項

- 3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。
- 4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。
- 5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。
- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 前項の規定による応募又は応募の取下げは、職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は、職員に対し、これらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）について、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。
 応募者が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においては、その理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。

- 13 任命権者は、募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、前項の規定により認定をした旨を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。
- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 第18条各項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 募集実施要項に記載され、若しくは第13項若しくは前項の規定により認定応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、規則で定めるところにより、市長に対し、募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定応募者の数を報告しなければならない。
- 18 市長は、前項の規定による募集実施要項の送付及び認定応募者の数の報告を受けたときは、規則で定めるところにより、当該募集実施要項及び認定応募者の数を取りまとめ、公表しなければならない。

附 則

この条例は、平成25年11月1日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年9月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第56号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第39条中「産業廃棄物」の次に「であって、規則で定めるもの」を加える。

第40条第1項本文中「一般廃棄物」を「廃棄物」に改め、同条第3項を削る。

第41条第1項中「廃棄物」を「市長は、廃棄物」に改め、同条第2項中「廃棄物」を「市長は、一般廃棄物」に、「手数料の額の5割以内において減額」を「手数料を減額し、又は免除」に改め、同条第3項中「天災」を「市長は、天災」に改め、「市長が」を削り、「減額」を「減額し、」に改める。

別表 の項中「150円」を「180円」に改め、同表 の項を削り、同表 の項中「50キログラムを超える部分について」を削り、「50円」を「100円」に改め、同項を同表 の項とし、同表 の項の次に次のように加える。

産業廃棄物の処分手数料	10キログラムまでごとに 230円
-------------	-------------------

別表 の項中「4,400円」を「4,200円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同項を同表 の項とし、同表 の項中「ふん尿」を「し尿」に改め、同項を同表 の項とし、同表 の項中「家庭廃棄物」の次に「（大型ごみを除く。）」を加え、「1立方メートルまでごとに 6,000円」を「指定袋1袋分までごとに 300円」に改め、同項を同表 の項とし、同表 の項の次に次のように加える。

家庭廃棄物（大型ごみに限る。）の収集、運搬及び処分手数料	1個につき 次のアからエまでに掲げる重量に応じ、当該アからエまでに定める額 ア 10キログラム未満 300円 イ 10キログラム以上30キログラム未満 600円
------------------------------	--

	ウ 30キログラム以上60キログラム未満 1,200円
	エ 60キログラム以上 2,400円

別表備考中「第 1 号、第 2 号及び第 5 号」を「 の項から の項まで及び の項」に改め、同備考を同表備考第 1 項とし、同表備考に次の 2 項を加える。

- 2 この表中「指定袋」とは、市長が別に指定するごみ袋であって、その容量が45リットルであるものをいう。
- 3 この表中「大型ごみ」とは、指定袋に納めることが困難な大きさ又は5キログラム以上の重量の一般廃棄物をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行う廃棄物の収集、運搬及び処分について適用し、同日前に行った廃棄物の収集、運搬及び処分については、なお従前の例による。

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第57号

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「平成24年厚生労働省令第15号」の次に「。以下「指定通所支援基準」という。」を加え、「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

第98条第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の 4 において準用する指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「障害者」を「障害者及び障害児」に改める。

第112条第 1 号中「通いサービス又は」を「通いサービス、指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の 4 において準用する指定通所支援基準第54条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は」に、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第 2 号及び第 4 号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改める。

第203条第 1 項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「同令」を「指定通所支援基準」に改める。

附 則

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

大津市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第58号

大津市サイクリングターミナル条例の一部を改正する条例

大津市サイクリングターミナル条例（平成13年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市スポーツハウス・リバーヒル大石条例

第 1 条中「サイクリングその他」を削り、「大津市サイクリングターミナル（以下「ターミナル」を「大津市スポーツハウス・リバーヒル大石（以下「スポーツハウス」に改める。

第 2 条を次のように改める。

（位置）

第 2 条 スポーツハウスの位置は、大津市大石淀三丁目16番18号とする。

第 3 条中「ターミナル」を「スポーツハウス」に改め、同条第 1 号中「場所を提供すること。」を「場所の提供に関する事業」に改め、同条第 2 号を次のように改め、同条第 3 号を削る。

前号に掲げるもののほか、スポーツハウスの設置の目的を達成するために必要な事業

第 4 条及び第 8 条から第12条までの規定中「ターミナル」を「スポーツハウス」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第59号

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表大津市小野駅前自転車駐車場の項中「大津市湖青一丁目 1 番地23」を「大津市湖青一丁目 1 番地22」に改める。

第 3 条中「及び自動二輪車」を「、大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に改める。

別表自動二輪車の項中「自動二輪車」を「大型自動二輪車及び普通自動二輪車」に改め、同表備考第 2 項を削り、同表備考第 1 項を同表備考とする。

第 2 条 大津市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表大津市堅田駅前自転車駐車場の項の前に次のように加える。

大津市小野駅前自転車駐車場	大津市湖青一丁目 1 番地23
---------------	-----------------

第 2 条第 2 項の表大津市小野駅前自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中第 2 条の改正規定は規則で定める日から、第 1 条中第 3 条及び別表の改正規定は公布の日から施行する。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第60号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成 9 年条例第42号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 2 項を加える。

（明日都浜大津公共駐車場及び大津駅南口公共駐車場の駐車料金の特例）

2 平成25年11月 1 日から同年12月31日までの間、別表明日都浜大津公共駐車場の項中「午後 7 時から翌日の午前 9 時までの夜間については、500円」とあるのは「 1 回の駐車に係る 1 日（午前 0 時から翌日の午前 0 時までをいう。以下同じ。）の駐車料金の額が750円を超える場合における当該超える日については、750円」と、同表大津駅南口公共駐車場の項中「80円）」とあるのは「80円）（ 1 回の駐車に係る 1 日の駐車料金の額が 1,050円を超える場合における当該超える日については、1,050円を上限とする。）」とする。

3 前項の規定は、明日都浜大津公共駐車場において駐車を開始した日が平成25年11月 1 日前で、 1 回の駐車が同日を含む 2 日以上にわたる場合における同日の駐車料金については適用しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年9月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第61号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例 (昭和33年条例第16号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 上水道給水区域の項中「南小松 (標高基準面150メートル) 」を「南小松 (標高基準面265メートル) 」に改める。

附 則

この条例は、企業局管理規程で定める日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年 9 月25日

大津市長 越 直 美

大津市条例第62号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例 (昭和37年条例第17号) の一部を次のように改正する。

第30条の 4 第 4 項中「第37条第 7 号から第 7 号の 3 まで」を「第37条第 4 号から第 6 号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。